

官報

号外 平成五年十一月二日

○第百二十八回 衆議院會議録 第八号

平成五年十一月二日(火曜日)

議事日程 第七号

平成五年十一月二日

正午開議

第一 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)
民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案(参議院提出)

午後零時六分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

日程第一 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。商工委員長中井治さん。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔中井治君登壇〕

○中井治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における経済の多様かつ構造的な変化が中小企業者に及ぼしている影響にかんがみ、これらの変化に適応するために中小企業者が行う新たな事業分野への進出及び海外の地域にお

ける事業の開始等を円滑にするための支援措置を講ずるものでありまして、その主な内容は、

第一に、近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受け、または受けるおそれのある工業その他の特定業種に属する事業を営む中小企業者のうち、一定の要件に該当する中小企業者が、新たな事業の分野への進出または海外の地域における事業の開始等に関する新分野進出等計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができること、

第二に、特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者または個人で新たに特定業種に属する事業を開始しようとする者は、事業開始計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができること、

第三に、これらの承認を受けた新分野進出等計画及び事業開始計画の円滑な実施を図るため、中小企業近代化資金等助成法の特例、中小企業信用保険法の特例、課税の特例等の支援策を講ずること等といたしております。

本案は、去る十月二十五日当委員会に付託され、翌二十六日熊谷通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○井奥貞雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

参議院提出、民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 井奥貞雄さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案(参議院提出)

○議長(土井たか子君) 民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長宮地正介さん。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔宮地正介君登壇〕

○宮地正介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助に関する事業の推進のため、国の所有に属する物品の譲与等について次のような措置を講じようとするものであります。

第一に、各省各庁の長は、その事務または事業の用に供していた物品につき、民間海外援助団体からその譲与を求める旨の申し出があった場合において、開発途上にある海外の地域における住民の福祉の向上に寄与するものと認めるときは、大

た。

政治改革に関する調査特別委員

主任 補欠

中川 秀直君	古屋 圭司君
額賀福志郎君	谷津 義男君
大島 章宏君	土肥 隆一君
小沢 一郎君	柴野たいぞう君
吹田 悞君	井奥 貞雄君
赤松 正雄君	大口 善徳君
築瀬 進君	矢上 雅義君
古屋 圭司君	渡瀬 憲明君
谷津 義男君	中谷 元君
柴野たいぞう君	村井 仁君
大口 善徳君	上田 勇君
中谷 元君	林 義郎君
渡瀬 憲明君	安倍 晋三君
村井 仁君	岩浅 嘉仁君
安倍 晋三君	塩谷 立君
岩浅 嘉仁君	工藤聖太郎君
工藤聖太郎君	星野 行男君
星野 行男君	青木 宏之君
塩谷 立君	中川 秀直君
林 義郎君	額賀福志郎君
土肥 隆一君	大島 章宏君
青木 宏之君	小沢 一郎君
井奥 貞雄君	吹田 悞君
上田 勇君	赤松 正雄君
矢上 雅義君	築瀬 進君

(公聴会開会承認)

一、政治改革に関する調査特別委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十月二十九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

政党政助成法案(内閣提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出)

衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案

(河野洋平君外十七名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案

(河野洋平君外十七名提出)

政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案

(河野洋平君外十七名提出)

政党政助成法案(河野洋平君外十七名提出)

意見を開こうとする問題

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出)

政党政助成法案(内閣提出)

法律案(河野洋平君外十七名提出)

衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案(河野洋平君外十七名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出)

政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出)

政党政助成法案(河野洋平君外十七名提出)

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

平成五年十月二十九日

政治改革に関する調査特別委員長

衆議院議長 土井たか子殿

(議案提出)

一、去る十月二十八日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(森喜朗君外四名提出)

(議案受領)

一、去る十月二十八日、予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案

提出案は次のとおりである。

一、去る十月二十九日、衆議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る十月二十八日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

米の自給方針堅持に関する決議案

森喜朗君外四名

(議案付託)

一、去る十月二十八日、予備審査のため衆議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案(大蔵委員会付託)

一、去る十月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案(参議院提出、参法第一号)

大蔵委員会 付託

自衛隊法の一部を改正する法律案(鈴木宗男君外五名提出、衆法第一号)

安全保障委員会 付託

(議案送付)

一、去る十月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院運営委員長提出)

一、去る十月二十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

環境基本法案

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(答弁通知書受領)

一、去る十月二十九日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出新潟市内国主要出先機関集中一括移転計画に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成五年十一月二十九日まで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

国会に提出する。

平成五年十月二十五日

内閣総理大臣 細川 護熙

平成五年十一月二日 衆議院会議録第八号 同報告書

朗読を省略した議長長の報告 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案及び

三

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、近年における国際分業の進展、需要構成の変化その他の経済の多様かつ構造的な変化に適応するために特定中小企業者が行う新たな事業の分野への進出及び海外の地域における事業の開始等を円滑にするための措置等を講ずることにより、新たな経済的環境に即した中小企業の活力ある発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合
五 協業組合
六 事業協同組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社員法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

3 この法律において「特定中小企業者」とは、海外の地域における工業化の進展等による競争条件の変化、情報化及び技術の高度化に伴う投資の一巡、技術革新による生産工程等の変化その他の近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている工業その他の業種であつて政令で定めるもの（以下「特定業種」という。）に属する事業を営む中小企業者のうち、その事業がこれらの変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであつて、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの並びにこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等をいう。

(新分野進出等計画の承認)

第三条 特定中小企業者は新たな事業の分野への進出又は海外の地域における事業の開始若しくは拡大（特定業種その他の政令で定める業種に属する事業に係るものに限るものとし、特定中小企業者が前条第一項第四号から第六号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは資本の額若しくは出資の総額の全部を出資して会社を設立しようとする場合にあってはその組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行うものを、同項第四号から第六号までに掲げる者であつて特定中小企

業者であるものが協業組合、事業協同組合又は商工組合に組織を変更しようとする場合にあってはその協業組合、事業協同組合又は商工組合が行うものを含む。以下「新分野進出等」という。）に関する計画を、組合等はその構成員たる特定中小企業者が行おうとする新分野進出等（当該組合等又はその構成員たる組合等がその構成員たる特定中小企業者が行う新分野進出等と一体として自ら行おうとする新分野進出等を含む。）に関する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

2 前項に規定する新分野進出等に関する計画（以下「新分野進出等計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新分野進出等の目標
二 新分野進出等の内容
三 新分野進出等の実施時期
四 新分野進出等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
五 新分野進出等に伴う労務に関する事項
六 組合等がその構成員の新分野進出等の円滑化を図るための事業を行おうとする場合にあっては、その事業に関する事項
イ 新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓その他の事業
ロ 新分野進出等を行うその構成員たる特定中小企業者であつて政令で定める要件に該当するもの（これらの特定中小企業者が合併して設立する会社（合併後存続する会社を含む。）を含む。）に対しその事業活動に必要な資金を貸し付ける事業

七 組合等が新分野進出等に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準
都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その新分野進出等計画が次の

各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その新分野進出等計画に係る新分野進出等が当該特定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、かつ、国民経済の健全な発展の阻害するものでないこと。
二 その新分野進出等計画が当該新分野進出等を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。
三 前項第七号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(新分野進出等計画の変更等)

第四条 前条第一項の承認を受けた特定中小企業者又は組合等は、当該承認に係る新分野進出等計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の承認に係る新分野進出等計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認新分野進出等計画」という。）に従つて新分野進出等が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第五条 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金（以下「近代化資金貸付金」という。）であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等（その新分野進出等を行う特定中小企業者が第三条第二項第六号ロの政令で定める要件に該当するものであるときは、その特定中小企業者（これらの特定中小企業者が合併して設立する会社（合併後存続する会社を含む。）を含む。以下「特例中小企業者」という。）が行うその他の

事業活動を含む。)に必要な設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 近代化資金貸付金であつて、特例中小企業者に対しこの法律の施行の日前に貸し付けられたもの(中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第二号の貸与機関が当該特例中小企業者に対しその事業の用に供する設備を同日前に譲り渡し、又は貸し付けた場合にあつては、当該設備の譲渡又は貸付けを行うのに必要な資金として当該貸与機関に対し貸し付けられたものを含む。)については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を三年を超えない範囲内において延長することができる。

(中小企業信用保険法の特例)
第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律

第三条第一項		保険価額の合計額が
第三条の二第一項、第三条の三第一項		保険価額の合計額が
第三条の二第三項、第三条の三第二項		当該保証をした当該債務者
新分野進出等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした		新分野進出等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けた特例中小企業者に係るものについては、同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「二億円」とあるのは「四億円」と、

3 中小企業信用保険法第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険(以下「海外投資関係保険」という。)の保険関係であつて、海外事業関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、

第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、新分野進出等関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等(特例中小企業者が行うものを除く。又は第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者に係るものについては、次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

承認新分野進出等計画に従つて行われる海外の地域における事業の開始若しくは拡大又は第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者に係るものについては、同法第三条の六第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円(特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる海外の地域における事業の開始又は拡大に必要な資金(以下「海外事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「八億円(海外事業資金又は同法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる同法第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円(海外事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

4 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険(以下「新事業開拓保険」という。))の保険関係であつて、新分野事業関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新たな事業の分野への進出又は第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者に係るものについては、同法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億五千万円」とあるのは「三億円(特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる新たな事業の分野への進出に必要な資金(以下「新分野事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円)」と、

5 普通保険の保険関係であつて、新分野進出等関連保証に係るもの及び特例中小企業者に係るもの(特例中小企業者に係るものにあつては、平成五年十月二十二日以後に成立したもの)のうち、その保険価額の合計額が二億円(その特例中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商店組合、商店組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合又は酒類業組合であるときは、四億円。次項において同じ。))を超えない部分に限る。))についての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

6 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて新分野進出等関連保証に係るもの及び特例中小企業者に係るもの(特例中小企業者に係るものにあつては、平成五年十月二十二日以後に成立したもの)のうち、普通保険の保険関係にあつては、その保険価額の合計額が二億円を超えない部分、無担保保険の保険関係にあつては、その保険価額の合計額が二千万円を超えない部分、特別小口保険の保険関係にあつては、その保険価額の合計額が五百万円を超えない

部分に限る。)、海外投資関係保険の保険関係であつて海外事業関連保証に係るもの並びに新事業開拓保険の保険関係であつて新分野事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

7 中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を平成五年十月二十二日以後に受けた第三号第二項第六号の政令で定める要件に該当する特定中小企業者が行う新分野進出等に関する計画が同条第一項の承認を受けたときは、中小企業信用保険法は、第二項の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定にかかわらず、その承認以後において、当該債務の保証について、普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係を成立させる旨の契約を締結することができるものとする。

(特定業種に属する事業の開始)

第七条 特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者(第二号第一項第六号に掲げる者)にあっては、その構成員の相当程度が特定業種に属する事業を営んでいないものに限る。以下同じ。又は事業を営んでいない個人はその行おうとする特定業種に属する事業の開始(以下「事業開始」という。)に関する計画を、組合等はその構成員たる特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者が行おうとする事業開始(当該組合等又はその構成員たる組合等がその構成員たる中小企業者が行う事業開始と一体として自ら行おうとする特定業種に属する事業の開始又は拡大を含む。)に関する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

2 第三条第二項(第六号に係る部分を除く。)及び第三項並びに第四条の規定は、前項に規定する事業開始に関する計画(以下「事業開始計画」という。)について準用する。この場合において、第三条第三項第一号中「当該特定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり」とあるのは、「当該中小企業者又は個人の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、特定業種に属する事業の活性化を促すことにより、特定中小企業者の近年における経済の多様かつ構造的な変化への適応に資するものである」と読み替へるものとする。

第八条 第五号第一項の規定は、前条第一項の承認に係る事業開始計画(同条第二項において準用する第四条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認事業開始計画」という。)に従つて行われる事業開始に必要な設備に係る近代化資金貸付金について準用する。

2 第六条第一項及び第四項から第六項までの規定は、普通保険、無担保保険、特別小口保険又は新事業開拓保険の保険関係のうち、中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の七第一項に規定する債務の保証であつて、承認事業開始計画に従つて行われる事業開始(前条第二項において準用する第三条第二項第六号イに規定する事業に係るもの)について準用する。

(資金の確保)

第九条 国及び都道府県は、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等若しくは第三条第二項第六号に規定する事業又は承認事業開始計画に従つて行われる事業開始若しくは第七条第二項において準用する第三条第二項第六号イに規定する事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(課税の特例)

第十条 承認新分野進出等計画に従つて新分野進出等を行おうとする特定中小企業者であつて、

その営んできた事業の縮小が事実であると都道府県知事が認めたもの(以下「特別中小企業者」という。が、当該承認新分野進出等計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 組合等が、承認新分野進出等計画又は承認事業開始計画で定める課税の基準(以下単に「課税の基準」という。)に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 組合等が課税の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

4 組合等が、課税の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

5 特別中小企業者について欠損金を生じた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、法人税の還付について特別の措置を講ずる。

(指導及び助言)

第十一条 国及び都道府県は、新分野進出等又は事業開始の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(雇用の安定等)

第十二条 特定中小企業者は、新分野進出等を行うに当たっては、その雇用する労働者について、その雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、特定中小企業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定中小企業者の雇用する労働者について、失業の予防その他の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、特定中小企業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定中小企業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関連施策の推進)

第十三条 国は、特定中小企業者の新分野進出等の円滑化に資するため、研究開発の推進等による新たな産業分野の開拓、人材の養成その他の関連施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(国際経済環境等の考慮)

第十四条 国及び都道府県は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、国際経済環境等を考慮し、特定中小企業者がこれらの環境に適合した事業を適切に実施することができるように努めるものとする。

(報告の徴収)

第十五条 都道府県知事は、第三条第一項若しくは第七条第一項の承認を受けた者、承認新分野進出等計画に従つて新分野進出等若しくは第三条第二項第六号に規定する事業を行う者又は承認事業開始計画に従つて事業開始若しくは第七条第二項において準用する第三条第二項第六号イに規定する事業を行う者に対し、承認新分野進出等計画又は承認事業開始計画の実施状況について報告を求めることができる。

(事務の委任)

第十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

(罰則)

第十七条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して七年を経過した時までに第六条並びに第八条第二項において準用する第六条第一項及び第四項から第六項までの規定の適用を受けて成立している保険関係については、その時以後も、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第三条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の五を次のように改める。

七の五 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

理 由

近年における国際分業の進展、需要構成の変化その他の経済の多様かつ構造的な変化が中小企業に及ぼしている影響にかんがみ、これらの変化に適応するため中小企業者が行う新たな事業の分野への進出及び海外の地域における事業の開始等について、これらを円滑にするための中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、近年における経済の多様かつ構造的な変化に適応するため特定中小企業者が行う新分野進出等を円滑にするための措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即した中小企業の活力ある発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義
この法律において「特定中小企業者」とは、近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている工業その他の業種であつて政令で定めるもの(以下「特定業種」という。)に属する事業を行う中小企業者のうち、その事業がこれらの変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであつて、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するものと並びにこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等をいう。

2 新分野進出等計画の承認
(一) 特定中小企業者は新たな事業の分野への進出又は海外の地域における事業の開始若しくは拡大(以下「新分野進出等」という。)に関する計画を、組合等はその構成員たる

特定中小企業者が行おうとする新分野進出等に関する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

(二) 都道府県知事は、(一)の承認の申請があつた場合において、その新分野進出等に関する計画(以下「新分野進出等計画」という。)が当該新分野進出等を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

3 事業開始計画の承認
(一) 特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者又は事業を営んでいない個人はその行おうとする特定業種に属する事業の開始(以下「事業開始」という。)に関する計画を、組合等はその構成員たる特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者が行おうとする事業開始に関する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

(二) (一)の計画(以下「事業開始計画」という。)を承認する場合には2の(一)の規定を準用する。

4 特例
(一) 承認を受けた新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等(政令で定める要件に該当する特定中小企業者の場合は、その他の事業活動を含む。)及び承認を受けた事業開始計画に従つて行われる事業開始について、中小企業近代化資金等助成法及び中小企業信用保険法の特例措置を講ずる。

(二) 承認を受けた新分野進出等計画に従つて新分野進出等を行おうとする特定中小企業者であつて、その行つてきた事業の縮小が確実であると都道府県知事が認めたもの等

の設備取得等について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例措置を講ずる。

5 雇用の安定等
(一) 特定中小企業者及び国は、特定中小企業者の雇用する労働者の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努める。
(二) 国及び都道府県は、特定中小企業者に雇用されている労働者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努める。

6 その他
報告の徴収、事務の委任、罰則等について所要の規定を設ける。
7 施行期日等
(一) この法律は、公布の日から施行する。
(二) この法律は、この法律の施行の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。

二 議案の可決理由
本案は、新たな経済的環境に即した中小企業の活力ある発展を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
平成五年十月二十九日
衆議院議長 土井たか子殿
商工委員長 中井 洽

〔別紙〕
特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、我が国経済の構造変化及び中小企業をとりまく厳しい経済情勢にかんがみ、次の諸点について特段の措置を講ずべきである。

一 新分野進出又は事業開始に係る法の運用に当たっては、既に当該分野で事業を行っている中小企業者との競争を不必要に激化させ、これら中小企業者に困難を生じさせないよう留意すること。

二 海外における事業の開始又は拡大に係る法の運用に当たっては、当該計画により、国内の関連事業者と不当な悪影響を及ぼすことがないよう留意するとともに、関連事業者の事業の振興についても配慮すること。

三 「新たな事業分野への進出」を幅広く取り上げる等、新分野進出等計画の承認に当たっては、中小企業者の努力を積極的に支援するよう努めること。

四 新分野進出等に当たっては、雇用の安定に配慮するよう指導を行うとともに、雇用安定施策の積極的活用を図ること。

五 中小企業者の置かれている厳しい経営環境にかんがみ、政府系中小企業金融機関に既往の債務を有する中小企業者の金利負担の軽減について検討すること。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案
右の本院提出案を送付する。
平成五年十月二十九日
衆議院議長 土井たか子殿
参議院議長 原文兵衛

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助に関する事業(以下「民間海外援助事業」という。)の推進のための国の所有に属する物品の譲与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(国の所有に属する物品の譲与)

第二条 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、その所管に属する国の物品でその事務又は事業の用に供してゐたものにつき、民間海外援助団体(民間海外援助事業を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下同じ。)から民間海外援助事業の用に供するためその譲与を求める旨の申出があった場合において、当該民間海外援助事業が開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するものと認めるときは、当該申出に係る物品を当該民間海外援助団体に対し譲与することができる。ただし、当該譲与が、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、行われることとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により物品を譲与しようとする場合には、各省各庁の長は大蔵大臣に協議するものとする。
(物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告義務)

第三条 前条第一項の規定により物品の譲与を受けた民間海外援助団体は、各省各庁の長の定めるところにより、当該物品に係る民間海外援助事業の実施に関し、各省各庁の長に対し報告しなければならない。
(地方公共団体の所有に属する物品の譲与)

第四条 地方公共団体は、民間海外援助事業の推進のため、地方公共団体の所有に属する物品でその事務又は事業の用に供してゐたものの民間海外援助団体に対する譲与に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、民間海外援助事業の推進のため、国の所有に属する物品の譲与等に関し必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国の所有に属する物品の譲与
(一) 各省各庁の長は、事務・事業用物品につき、民間海外援助団体から譲与を求める旨の申出があった場合において、開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するものと認めるときは、当該物品を譲与することができる。ただし、当該譲与が、宗教上の団体又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、行われることとなる場合は、この限りでない。

(二) 物品を譲与しようとする場合には、各省各庁の長は大蔵大臣に協議するものとする。
2 物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告義務
物品の譲与を受けた民間海外援助団体は、当該物品に係る民間海外援助事業の実施に関し、各省各庁の長に対し報告しなければならないこと。

3 地方公共団体の所有に属する物品の譲与
地方公共団体は、民間海外援助事業の推進のため、事務・事業用物品の民間海外援助団体に対する譲与に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由
民間の発意に基づく海外援助事業の自主性を尊重しつつ、その活動をより一層推進するため

の措置として適当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成五年十一月二日
大蔵委員長 宮地 正介
衆議院議員 土井たか子殿